

島根県警察歯科医会会則

(昭和 62 年 3 月 28 日 定時総会制定)

改正 平成 3 年 4 月 6 日 理事会

7 年 7 月 22 日 役員会

9 年 7 月 24 日 役員会

19 年 3 月 8 日 役員会

25 年 4 月 1 日 役員会

29 年 9 月 23 日 理事会

(名称)

第 1 条 本会は、島根県警察歯科医会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第 2 条 本会は、一般社団法人島根県歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）と島根県警察（以下「警察」という。）が、相互に連携を密にして研究協議を行い、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、目的達成のために次の事業を行う。

- 一 歯科法医学の知識及び技能の研鑽並びに普及
- 二 歯科法医学の立場からの検視及び鑑定の調査研究
- 三 歯科法医学による公共の福祉活動への支援協力
- 四 大規模事件、事故及び災害時等における検視並びに身元確認
- 五 その他本会の目的達成に必要な事項

(構成)

第 4 条 本会は、次の役員をもって構成する。

会 長 1 名

副会長 3 名

理 事 若干名（内 1 名を常任理事とする）

幹 事 2 名

2 会長は、歯科医師会会長をもって充てる。

3 副会長は、歯科医師会副会長及び警察本部刑事部長をもって充てる。

4 理事は、歯科医師会から専務理事、各理事並びに警察から捜査第一課長、鑑識課長、科学捜査研究所長及び捜査第一課検視官等をもって充てる。

5 幹事は、歯科医師会事務局長及び警察本部鑑識課次長をもって充てる。

(特別研究班)

第 5 条 歯科法医学の特殊性に鑑み専門研究及び技術的開発を行うため、特別研究班を設けることができるものとする。

2 特別研究班の班員は、歯科医師会の情報管理・危機対策部常任委員並びに専門知識及び技術を有する者のうちから会長が指名する。

(顧問)

第 6 条 本会に、顧問を置く。

2 顧問は、警察本部長、島根大学法医学講座教授、同歯科口腔外科学講座教授、その他会長が推挙する者を充てる。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。

(地区委員)

第7条 本会事業を推進するため、歯科医師会各地区歯科医師会に地区委員を置き、歯科医師会各地区歯科医師会会長をもって充てる。

(任期)

第8条 役員、顧問及び地区委員の任期は歯科医師会役員の任期と同一とし、再任を妨げない。補充により就任した役員、顧問及び地区委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、理事会及び地区委員会とし、会長が必要に応じて招集し議長となる。

(経費)

第10条 本会の運営に必要な経費は、その都度歯科医師会及び警察相互間において調整、検討のうえ負担するものとする。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、歯科医師会内に置く。

2 島根県警察との連絡は、刑事部鑑識課を窓口とする。

(会則の変更)

第12条 本会の会則変更は、理事会の議決によるものとする。

附 則

- 1 この会則は、昭和62年4月1日より施行する。
- 2 この改正会則は、平成3年4月1日より施行する。
- 3 この改正会則は、平成7年2月2日より施行する。
- 4 この改正会則は、平成9年8月1日より施行する。
- 5 この改正会則は、平成19年3月8日より施行する。
- 6 この改正会則は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この改正会則は、平成29年6月17日から施行する。